

最高裁が元患者らに謝罪

憲法違反は明言避ける

ハンセン病患者の裁判をハンセン病を理由とする裁判を公表しました。患者に対して隔離施設などで行った「特別法廷」の問題で最高裁は判断の運用は、裁判所法にことにつながったとした上で、最高裁判所によるハ違反するとした検証報告書で、「人格と尊厳を傷つけ

ハンセン病特別法廷 裁判所法69条2項は、大災害などで裁判所が使えない場合など「最高裁が必要と認めるときは、他の場所で法廷を開くことができる」と規定しています。ハンセン病を理由に最高裁が指定したものは1948〜72年の間に95件。そのうち、熊本地裁判決が2001年に隔離政策の必要性が失われたと指摘した60年以降でも27件設置されました。

るものであったことを深く反省し、おわびする」と謝罪しました。 ↓関連④面

今崎幸彦事務総長が会見し、「過ちと反省を忘れることなく今後の教訓とし、二度と起こさないようにする」と述べました。患者の差別的取り扱いについては、憲法14条の平等原則違反である疑いが強いとするにとどまりました。

一方、有識者委員会（座長・井上英夫金沢大学名誉教授）の意見は、ハンセン病を理由とした特別法廷が憲法の平等原則に反するとし公開原則については違憲の疑いを指摘しています。

最高裁の寺田逸郎長官と判事14人でつくる最高裁判官会議は、談話を発表。最高裁の「差別的な姿勢は、当事者の基本的人権と、裁判のあり方をゆるがす性格のものだった。人権を擁護するために柱となるべき立場にありながら、このような姿勢に基づく運用を続けたことに責任を痛感する」としました。

報告書公表を受け、元患者らでつくる「全国ハンセン病療養所入所者協議会」など3団体は同日、菊池恵楓園内で会見し、声明を発表。「憲法に違反することを正面から認めなかったことは、過去のわが国のハンセン病隔離政策の実情をまったく理解していないもの」と批判。到底受け入れられるものではないと強調しています。

最高裁は14年に患者団体などから要請を受け、調査委員会を設置。15年、第三者から調査内容について意見を聞く有識者委員会を設けました。

最高裁 ハンセン病「特別法廷」報告

違憲認めず納得できぬ

ハンセン病患者の裁判が憲法に保障される公開、平等に反して隔離された「特別法廷」で開かれていた問題についての最高裁の調査結果の報告を受け、元患者らでつくる3団体は25日、声明を出し、熊本県合志市内の菊池恵楓園(けいふうえん)・自治会ホールで会見を開きました。

元患者3団体が会見

3団体は、「全国ハンセン病療養所入所者協議会」(全療協)、「ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会」(全原協)と「特別法廷」が多数開かれた恵楓園の自治会です。

調査結果について、全原協の志村康会長(83)は、「特別法廷」が「法には違反するが

芳武さん(85)は、当断があってもよかった時を振り返り、国選弁護士からしても弁護をされているとは言えなかったと紹介し、「もっと踏み込んだ判



恵楓園内で会見を開いた(左から)太田、志村、長州、杉野の各氏=25日、熊本県合志市

した。

同自治会の長州次郎さん(88)は「今頃になっての報告は」遅きに失したと認識してほしい」と要望しました。

同席した3団体代理人の馬場啓弁護士は

「公開」には不十分

有識者委が会見

最高裁が25日、ハンセン病患者の裁判を隔離施設などで行った「特別法廷」に関する報告書を公表したのを

「強制隔離施設内」で、裁判が公開で行われているにもかかわらず、「公開」とするに不十分だ」と指摘しました。

国の「ハンセン病問題に関する検証会議」が2005年3月に公表した最終報告書は、熊本県内のハンセン病患者とされた男性がえん罪を主張するも死刑

執行された事件について「いわば『非公開』の状態で裁判は進行した」と問題点を指摘。

「到底、憲法的な要求を満たした裁判であったとはいえないだろう」と述べています。

川出敏裕委員(東京大学大学院法学政治学研究所教授)は、憲法の公開原則に関する議論が学会でも十分つくされていないと話しました。

井上座長は「憲法の公開原則と平等原則の関係はさらに議論が必要だ。最高裁での調査委員会は新たな第一歩だと受け止めている」と述べました。